

行政委員会事務局

監		查	……	75
選		挙	……	78
任	用	調	査	…… 83

監 査

1 監査委員による監査

(1) 監査委員

監査委員は、市の財務に関する事務の執行等について監査を行う執行機関で、委員数は4人である。

(2) 監査の種類と令和6年度の実施状況

ア 財務監査・行政監査(併用)

財務監査は市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、行政監査は市の事務の執行について、法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査する。なお、行政監査(併用)は、重点調査項目として「委託料の支出に係る検査・検収について」をテーマに定め、財務監査と併せて実施している。

監査結果の講評日	監査対象機関	監査対象事務	監査の結果
R6. 10. 4	総務局	令和5年度執行の給与等、報償費、需用費(消耗品費)、役員費、委託料、使用料及び賃借料	注意事項3件
R6. 12. 25	環境経済局	令和5年度執行の委託料、負担金、補助及び交付金	指摘事項4件 注意事項3件 意見1件
R7. 3. 11	市民局	令和5年度及び6年度執行の土木使用料の徴収、収納及び現金の管理状況、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	指摘事項3件 注意事項3件
R7. 3. 11	議会局	令和6年度執行の需用費(印刷製本費及び物品等修繕料)、委託料、使用料及び賃借料	おおむね良好

イ 工事監査

土木工事、建築工事等の計画、設計、積算、契約及び施工が適正に行われているかについて、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性を観点として実施する。

監査結果の講評日	監査対象機関	監査対象事務(令和5年度を対象)	監査の結果
R6. 10. 4	総務局	需用費の施設修繕料に係る修繕7件	注意事項1件
R6. 12. 25	環境経済局	工事請負費の建設工事費に係る工事2件、需用費の施設修繕料に係る修繕3件	指摘事項1件 注意事項4件
R7. 3. 11	市民局	工事請負費の建設工事費に係る工事4件、需用費の施設修繕料に係る修繕2件	おおむね良好

ウ 随時監査

(ア) 行政監査(単独実施)

事務の執行について、経済性、効率性及び有効性のほか、正確性及び合規性の観点から監査する。

監査対象事務	対象年度	監査の結果
定期刊行物、加除式図書の活用について	令和5年度及び6年度	意見4件

(イ) 財政援助団体等監査

監査委員が必要と認めるとき又は市長の要求があったときに、補助金交付先等の財政的援助団体、市が4分の1以上出資している団体又は公の施設の指定管理者に対して、当該財政援助等に係る出納その他

の事務について監査する。併せて市の所管課に対して、当該財政援助等に係る財務事務について監査する。

監査結果の講評日	監査対象団体等	監査対象事務	監査の結果
R7. 2. 28	公益社団法人 相模原市観光協会 市長公室観光政策課	令和5年度の財政援助に係る公益社団法人相模原市観光協会の出納その他の事務及び市の財政援助に係る財務に関する事務	注意事項3件 (団体2件、所管課1件)
	社会福祉法人 相模原市社会福祉事業団 健康福祉局地域包括ケア推進部 福祉基盤課及び高齢・障害者福祉課	令和5年度の出資、財政援助、指定管理業務及び令和6年度の指定管理業務に係る社会福祉法人相模原市社会福祉事業団の出納その他の事務並びに市の出資に係る指導及び財政援助、指定管理に係る財務に関する事務	注意事項5件 (団体4件、所管課1件) 団体と所管課の両方に対する意見1件

エ 例月現金出納検査

会計管理者及び企業出納員の現金の出納事務が正確に行われているかについて検査する。

検査日	R6										R7		
	4. 25	5. 30	7. 1	8. 2	8. 28	10. 4	10. 30	11. 25	12. 25	1. 30	3. 11	3. 27	
検査対象月	R6 3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	R7 1月分	2月分	

オ 内部統制評価報告書審査

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査する。

- ・ 審査の実施期間：令和6年5月30日から同年8月2日まで
- ・ 審査意見書提出：令和6年8月9日に監査委員が審査意見書を市長に提出した。

カ 決算審査及び基金運用状況審査

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、その内容が正確であるかについて及び基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかについて審査する。

(ア) 審査の種類及び対象

a 一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査

- ・ 令和5年度相模原市一般会計及び特別会計歳入歳出決算書
- ・ 歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び証書類

b 基金運用状況審査

- ・ 令和5年度相模原市用品調達基金、同土地取得基金、同美術品等収集基金、同緑地保全基金、同公共料金支払基金及び同収入印紙購入基金運用状況書

c 公営企業会計決算審査

- ・ 令和5年度相模原市簡易水道事業会計及び下水道事業会計決算
- ・ 事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書及び証書類

(イ) 審査の期間

令和6年7月1日から同年8月2日まで

(ウ) 審査意見書提出

内部統制評価報告書審査と同様である。

キ 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、その内容が正確であるかについて審査する。

(ア) 審査の種類及び対象

a 健全化判断比率審査

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

b 資金不足比率審査

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(イ) 審査の期間及び審査意見書提出

決算審査及び基金運用状況審査と同様である。

ク 住民監査請求監査

住民から監査の請求があったときに実施する。

案件	請求日	公表・通知日	監査の結果
介護事業所への不正支出	R7. 2. 12	R7. 3. 31	一部棄却、一部却下

2 外部監査契約に基づく監査

(1) 概要

外部監査契約に基づく監査は、監査委員による監査を補完し、監査機能の一層の充実を図るため、市と外部監査契約を締結した公認会計士等の外部監査人が監査を実施する制度である。

(2) 外部監査契約に基づく監査の種類

ア 包括外部監査契約に基づく監査

市長が、毎会計年度、包括外部監査人と契約を締結し、包括外部監査人が、必要と認める特定の事件(監査テーマ)について、1回以上の監査を実施し、監査の結果に関する報告を議会、市長及び監査委員並びに関係のある委員会又は委員に提出し、監査委員が公表する。

- ・ 包括外部監査人：公認会計士 守泉 誠
- ・ テーマ：公共施設管理に係る財務事務の執行について
- ・ 契約年月日：令和6年4月1日
- ・ 監査の実施期間：令和6年6月1日から令和7年1月29日まで(対象年度：令和5年度)
- ・ 公表日：令和7年2月4日

イ 個別外部監査契約に基づく監査

市民、市長、議会から監査の請求又は要求に併せて外部監査人による監査を求めることができる制度で、議会の議決などの条件により、その都度、契約を締結し、外部監査人が監査委員に代わって監査を行う。令和6年度は実施なし。

選 挙

1 選挙管理委員会

市区それぞれ4人の選挙管理委員をもって組織する。

選挙事務の管理、執行及び選挙人名簿並びに在外選挙人名簿の調製・保管等を行う。

選挙管理委員会の開催状況（令和6年度、単位：回）

市	緑 区	中央区	南 区
14	19	18	18

2 常時啓発事業

(1) 明るい選挙啓発ポスターコンクール

明るい選挙の推進を目的に、市内の小・中・高校生を対象に選挙啓発ポスター作品を募集し、入選作品は広く選挙啓発に活用する。

令和6年度応募実績

	応募総数		入 選 作 品			
			最優秀賞	優 秀 賞	佳 作	計
小学校の部	14校	29点	1点	1点	4点	6点
中学校の部	5校	172点	1点	3点	9点	13点
高校の部	3校	9点	1点	1点	2点	4点
計	22校	210点	3点	5点	15点	23点

(2) 啓発物品の配布

ウェットティッシュ、ボールペン等の啓発物品を購入し、明るい選挙推進協議会の協力を得て、地区のふるさとまつり等で配布し、明るい選挙の啓発を図る。

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
街頭啓発件数	1件	2件	2件
啓発物品配布数	22,500個	28,500個	6,100個

(3) 新有権者への啓発

選挙への関心を高めることを目的に、毎月新たに有権者となったことを呼びかけるバースデーカードを送付する。

また、バースデーカードとあわせて、選挙事務従事者募集の案内を送付し、選挙時における事務従事者としての登録を呼びかける啓発も行った。

バースデーカード発送件数及び選挙事務非常勤職員登録者数実績

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
発送件数	6,132件	6,018件	6,023件
登録者数	106人	85人	122人

(4) 出前講座の実施

選挙管理委員会事務局職員を派遣して、選挙の意義や選挙制度、投票方法や開票に関すること等を説明し、より一層政治や選挙を身近に感じてもらう機会を提供する。

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
実施件数	10件	1件	1件

(5) 選挙物品貸出し（生徒会本部役員選挙等）

若者向けの啓発として、市内小・中学校、高校の生徒会役員選挙などを対象に、投票箱や投票用記載台の貸出しを行い、本来の選挙に近い形で生徒会選挙の体験を促す。

令和6年度貸出実績

貸出件数	投票箱	投票用記載台	候補者用たすき
15件	87箱	44台	10本

3 川尻財産区・中沢財産区議会議員選挙

各財産区議会の議員の定数は、川尻財産区議会が8人、中沢財産区議会が7人で、公職選挙法の町村議会の議員の選挙に関する規定が適用される。

議員の任期は4年間で、令和5年7月2日に任期満了に伴う選挙が執行されたが、無投票であった。

選挙権及び被選挙権

その財産区の区域内に住所を有する者で、市議会議員の被選挙権を有するものであること。

4 裁判員候補者予定者選定

裁判員制度とは、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた裁判員が、刑事裁判に参加する制度で、6人の裁判員と3人の裁判官により、被告人の有罪・無罪、有罪の場合の刑について決定する。

(1) 裁判員候補者予定者の選定

令和7年相模原市の候補者予定者割り当て数791人

(2) 裁判員の選定

地方裁判所は、各市町村の選挙管理委員会でくじにより選定し送付された候補者予定者の中から、事件ごとに裁判員及び補充裁判員を、面接を行った後、くじで選定する。

5 検察審査員候補者予定者選定

検察審査会とは、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、一般の国民を代表して、検察官が事件を起訴しなかった（不起訴処分）のよしあしを審査し、また、検察事務の改善について建議・勧告することを主な仕事としている。

(1) 検察審査員候補者予定者の選定

令和7年相模原市の候補者予定者割り当て数

(単位：人)

	第1群	第2群	第3群	第4群	合計
緑区	6(2, 2, 2)	9(3, 3, 3)	6(2, 2, 2)	6(2, 2, 2)	27(9, 9, 9)
中央区	9(3, 3, 3)	9(3, 3, 3)	12(4, 4, 4)	12(4, 4, 4)	42(14, 14, 14)
南区	12(4, 4, 4)	12(4, 4, 4)	12(4, 4, 4)	9(3, 3, 3)	45(15, 15, 15)
計	27(9, 9, 9)	30(10, 10, 10)	30(10, 10, 10)	27(9, 9, 9)	114(38, 38, 38)

※ ()内は横浜第1～第3検察審査会の内訳数

(2) 検察審査員の選定

検察審査会は、各市町村の選挙管理委員会でくじにより選定し送付された各群の候補者予定者の中から、検察審査員及び補充員をくじで選定する。検察審査員及び補充員の任期は6か月。

6 相模原市明るい選挙推進協議会

(1) 目的

この会は、民主政治の基盤である選挙が、明るく行われるよう適切な方策を協議し、広く市民の間に明るい選挙意識を醸成して、自主的にこの運動を推進することを目的とする。

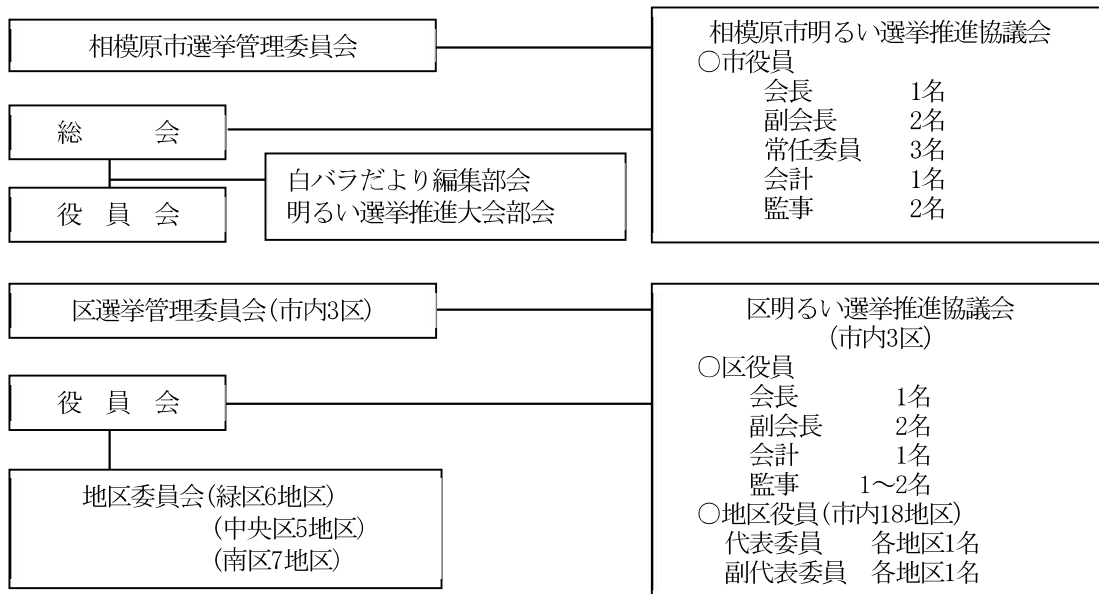
(2) 組織

- ・ 市内18地区（緑区 6地区、中央区 5地区、南区 7地区）
- ・ 地区には、明るい選挙の啓発活動を行う者として、会長が委嘱した「明るい選挙推進協議会委員」を置く。

(3) 実施事業（令和6年度実績）

財源	委託金	1,171千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明るい選挙推進大会の開催 ・ 白バラだよりの発行 ・ 明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施 ・ 白バラ講座の開催 ・ 街頭啓発 ・ 研修会 ・ その他
	補助金	400千円	
	合計	1,571千円	

(4) 明るい選挙推進体系



7 主要選挙の執行状況

選挙種別	任期	執行年月日	当日有権者数 (人)	投票者数 (人)	投票率 (%)	定数 (人)	立候補者数	
衆議院議員 (小選挙区)	4年	令和6. 10. 27	緑区	140,856	76,705	54.46	(第14区)1 (第20区)1	5 3
			中央区	227,349	117,863	51.84		
			南区	234,757	130,056	55.40		
			計	602,962	324,624	53.84		
参議院議員 (選挙区)	6年 (3年ごと 半数改選)	令和4. 7. 10	緑区	142,112	76,289	53.68	5 ※	22
			中央区	227,123	117,495	51.73		
			南区	234,731	130,355	55.53		
			計	603,966	324,139	53.67		
県知事	4年	令和5. 4. 9	緑区	141,013	65,183	46.22	1	4
			中央区	226,044	100,609	44.51		
			南区	232,983	107,244	46.03		
			計	600,040	273,036	45.50		
県議会議員	4年	令和5. 4. 9	緑区	—	—	—	2 3 3 8	2 4 4 10
			中央区	226,044	100,483	44.45		
			南区	232,983	107,166	46.00		
			計	459,027	207,649	45.24		
市長	4年	令和5. 4. 9	緑区	140,871	65,164	46.26	1	5
			中央区	225,786	100,588	44.55		
			南区	232,637	107,199	46.08		
			計	599,294	272,951	45.55		
市議会議員	4年	令和5. 4. 9	緑区	140,871	65,095	46.21	11 17 18 46	15 23 28 66
			中央区	225,786	100,457	44.49		
			南区	232,637	107,136	46.05		
			計	599,294	272,688	45.50		

※ 改選定数4人に加え、任期を異にする議員の補欠選挙(欠員数1人)を合併して執行。

8 投票区別選挙人名簿登録者数

令和7年6月2日(定時登録)

行政区	投票区	投票所	登録者数
緑区	1	市立宮上児童館	8,118
	2	市立宮上小学校屋内運動場	4,323
	3	市立旭小学校屋内運動場	10,128
	4	緑区合同庁舎4階集団指導室	6,186
	5	市立橋本小学校屋内運動場	9,597
	6	市立当麻田小学校屋内運動場	5,066
	7	市立相原公民館大会議室	5,642
	8	二本松集会所	4,275
	9	市立二本松こどもセンター	7,077
	10	上九沢集会所	5,054
	11	市立大沢公民館大会議室	8,537
	12	常盤自治会館	5,101
	13	市立作の口小学校屋内運動場	2,650
	14	市立九沢小学校屋内運動場	5,421
	15	城山自治会館	1,848
	16	城山総合事務所第1別館2階B会議室	4,238
	17	原宿自治会館	5,258
	18	町屋自治会館	4,327
	19	城北センター	747

行政区	投票区	投票所	登録者数
緑区	20	中沢自治会館	716
	21	小倉自治会館	431
	22	葉山島センター	255
	23	若葉台自治会館	1,902
	24	市立三井地域センター閲覧室	669
	25	名手自治会館	126
	26	市立小網地域センター集会室	2,584
	27	津久井保健センター2階集団指導室	3,828
	28	市立尾崎罌堂記念館多目的室	1,623
	29	市立津久井中央地域センター会議室	2,207
	30	津久井クリーンセンター管理棟1階会議室	322
	31	市立串川地域センター多目的ホール	1,782
	32	市立串川中学校屋内運動場	1,916
	33	市立串川ひがし地域センター集会室	2,583
	34	市立鳥屋地域センター講堂	1,345
	35	青野原自治会館	685
	36	長野会館	516
	37	荒丸会館	64
	38	旧青根中学校屋内運動場	355

行政区	投票区	投票所	登録者数
緑区	39	音久和自治会館	34
	40	市立相模湖公民館コミュニティーホール	1,690
	41	小原集会所	311
	42	市立千木良小学校屋内運動場	1,353
	43	市立内郷小学校屋内運動場	2,998
	44	シュタイナー学園吉野校舎屋内運動場	883
	45	市立藤野中央公民館交流スペース	1,442
	46	市立沢井公民館	404
	47	篠原の里センター保育室	140
	48	市立藤野農村環境改善センター和室会議室	569
	49	市立牧郷体育館	400
	50	旧菅井小学校多目的室	136
	51	市立藤野小学校屋内運動場	1,341
	52	シュタイナー学園名倉校舎屋内運動場	868
	53	上河原集会所	193
	54	市立佐野川公民館2階会議室2	404
	中央区	1	市立横山公民館大会議室
2		横山あじさいハイツ集会所	4,581
3		市立星が丘公民館大会議室	7,350
4		千代田保育園	4,973
5		市立並木小学校屋内運動場	3,616
6		市立陽光台保育園ホール	7,420
7		県営上溝団地集会室	2,831
8		市立緑が丘中学校屋内運動場	4,581
9		市立青葉児童館	4,466
10		市立弥栄小学校屋内運動場	5,617
11		市立中央公民館大会議室	8,209
12		相模原市役所本庁舎本館1階ロビー	10,481
13		相模保育園つき、いるか組保育室	5,834
14		相模栄光幼稚園ホール	3,939
15		市立清新公民館大会議室	6,896
16		南橋本自治会館	5,456
17		市立相模原保育園しろ、みどり組保育室	9,915
18		市立小山中学校武道場	3,887
19		市立小山公民館大会議室	4,993
20		市立こぼと児童館	8,805
21		市立下九沢児童館	3,035
22		市立青少年学習センターホール	3,418
23		上矢部こども会館	5,119
24		市立淵野辺小学校図工室	8,645
25		市立大野北小学校屋内運動場	8,585
26		市立淵野辺東小学校屋内運動場	7,969

行政区	投票区	投票所	登録者数	
中央区	27	市立嶽之内児童館	4,928	
	28	市立大野北公民館大会議室	6,852	
	29	市立共和小学校屋内運動場	5,724	
	30	市立田名北小学校屋内運動場	9,964	
	31	市立田名公民館大会議室	6,183	
	32	塩田自治会館	6,207	
	33	市立相模川ふれあい科学館多目的室2	2,713	
	34	市立上溝公民館大会議室	7,786	
	35	市立上溝南小学校屋内運動場	9,235	
	36	県立上溝高等学校武道場	5,718	
	37	市立四ツ谷児童館	5,091	
	南区	1	市立大野台公民館大会議室	8,672
		2	市立大野台小学校屋内運動場	6,862
3		古淵保育園ホール	7,915	
4		市立大野中公民館大会議室	5,073	
5		グリーンハイツ集会所	3,810	
6		鶴野森自治会館	3,837	
7		相模ひまわり幼稚園ホール	5,853	
8		市立大沼公民館大会議室	7,027	
9		市立若松小学校屋内運動場	3,799	
10		ロビーシティ相模大野五番街集会所	6,396	
11		市立谷口台小学校屋内運動場	6,732	
12		欠番(3投票区と統合)	0	
13		市立大野南公民館大会議室1	8,429	
14		南保健福祉センター健康増進室	5,217	
15		市立鹿島台小学校屋内運動場	8,274	
16		市立谷口児童館	8,966	
17		市立南新町児童館	9,257	
18		若葉、きずき自治会館	4,871	
19		市立鶴園小学校屋内運動場	7,838	
20		市立上鶴間小学校屋内運動場	5,213	
21		市立くぬぎ台小学校屋内運動場	3,965	
22		東林ふれあいセンターふれあい交流室1・2	7,122	
23		市立東林公民館ホール	5,260	
24		市立東林小学校図工室	3,559	
25		市立東林保育園プレイルーム	4,499	
26		コンフォールさがみ南集会所	6,197	
27		市立麻溝公民館大会議室	6,751	
28		市立麻溝小学校屋内運動場	7,652	
29		市立新磯公民館大会議室	3,667	
30		市立新磯小学校屋内運動場	7,437	
31		県立麻溝台高等学校被服室	1,431	

行政区	投票区	投票所	登録者数
南区	32	市立麻溝台保育園しる組保育室	5,559
	33	市立桜台小学校屋内運動場	4,701
	34	相模台団地集会所	4,948
	35	みよし自治会館	3,714
	36	市立相模台小学校屋内運動場	3,277
	37	市立相模台公民館大会議室	4,987

行政区	投票区	投票所	登録者数
南区	38	鶴ヶ丘団地集会所	9,653
	39	市立相武台保育園しる、みどり組保育室	3,234
	40	市立相武台小学校屋内運動場	3,368
	41	相武台まちづくりセンターまちづくり会議室	3,421
	42	市立緑台小学校屋内運動場	6,446

	緑区	中央区	南区	合計
選挙人名簿登録者数	140,668	227,408	234,889	602,965
在外選挙人名簿登録者数	129	158	351	638

任 用 調 査

1 人事委員会の構成、会議の開催状況等

人事委員会は、市長等の任命権者から独立した中立的、かつ、専門的な立場で、職員に関する人事行政を適正に行うことを目的として設置している行政機関であり、3人の委員(非常勤特別職)を構成員としている。

人事委員会の会議は、「定例会」及び「臨時会」に区分し、定例会は、毎月2回開催することを例としている。

また、議事事項は、「議案」及び「報告」に区分している。

(1) 人事委員会の開催状況 (令和6年度、単位：回)

定例会	臨時会	計
21	0	21

(2) 人事委員会の議事の内訳 (令和6年度、単位：件)

議案						報告
規則改正等	任用	給与	公平審査	その他	計	
22	37	1	3	5	68	87

2 任用関係業務

職員の採用、昇任等について、競争試験又は選考並びにこれらに関する事務を人事委員会が行う。

(1) 採用試験 (令和6年度、単位：人)

試験区分	実施時期	申込者数	1次試験受験者数	最終合格者数
土木(大学卒業程度)【早期先行枠】	4月	40	37	17
行政(就職氷河期世代)(大学卒業程度)	6月	256	188	8
行政(大学卒業程度)	6月	513	361	93
社会福祉(大学卒業程度)	6月	36	26	10
心理(大学卒業程度)	6月	9	8	1
土木(大学卒業程度)	6月	17	3	2
建築(大学卒業程度)	6月	7	6	3
電気(大学卒業程度)	6月	5	4	1
化学(大学卒業程度)	6月	7	4	2(1)

試験区分	実施時期	申込者数	1次試験受験者数	最終合格者数
消防(大学卒業程度)	6月	185	135	35
学校事務(大学卒業程度)	6月	49	37	5(1)
保健師	6月	12	10	8(1)
保育士	9月	51	35	20
獣医師	9月	10	6	2
薬剤師	9月	6	5	3(1)
行政(高校卒業程度)	9月	55	36	15
土木(高校卒業程度)	9月	3	3	3
消防(高校卒業程度)	9月	135	111	33

(2) 採用選考

(令和6年度、単位：人)

選考区分	実施時期	申込者数	1次選考受験者数	最終合格者数
保育士(社会人経験者)	3月	33	33	20
環境整備員【10月1日採用】	5月	70	70	4(2)
障害者を対象とする	行政(大学卒業程度)	9月	24	7
	行政(高校卒業程度)	9月	12	9
	学校事務(高校卒業程度)	9月	6	6
環境整備員(就職氷河期世代を含む)	9月	82	81	15(3)
道路技能員(就職氷河期世代を含む)	9月	11	10	2(1)
保育調理員(就職氷河期世代を含む)	9月	5	5	3(1)
給食調理員(就職氷河期世代を含む)	9月	35	35	7
学校技能員(就職氷河期世代を含む)	9月	68	67	4(2)
行政(社会人経験者)	10月	205	205	58
土木(社会人経験者)	10月	13	13	8
建築(社会人経験者)	10月	6	6	5
電気(社会人経験者)	10月	3	3	2
機械(社会人経験者)	10月	2	2	2
社会福祉(社会人経験者)	10月	50	50	15
心理(社会人経験者)	10月	3	3	1
行政(任期付短時間勤務職員)【窓口】	6月	41	41	10
行政(任期付短時間勤務職員)【生保】	6月	3	3	3

※ 最終合格者数欄の()は、採用待機者数(内数)

(3) 昇任試験

(令和6年度、単位：人)

試験区分	申込者数	1次試験受験者数	最終合格者数
事務	137	97	39
専門職 (保育士、土木、造園、建築、設備、電気、学芸員、社会福祉、心理、管理栄養士、保健師、薬剤師)	81	60	33
消防(司令補)	40	40	24
消防(士長)	29	29	28
消防(副士長)	26	25	25

(4) 昇任選考

(令和6年度、単位：人)

行政職給料表(1)			消防職給料表		医療職給料表
9級	8級	7級	8級	7級	4級
4	12	25	1	4	0

3 給与及び勤務条件関係業務

(1) 職種別民間給与実態調査

4月現在における民間従業員の給与等の実態を把握し、職員の給与等を検討する基礎資料とするため、人事院及び各都道府県市特別区人事委員会と共同して調査を行う。調査対象事業所は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所(令和6年度：218事業所)であり、そのうち層化無作為抽出法により抽出する事業所(令和6年度：77事業所)について実地調査等を行う。

(2) 給与等に関する報告及び勧告

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究を行い、その成果を議会及び市長に提出する。また、職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員の給与と民間従業員の給与の精確な比較を行い、給料表が適当であるかどうかについて議会及び市長に対し報告するとともに、給料額を増減することが適当と認めるときは、あわせて勧告を行う。

この給与勧告制度は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として、民間従業員や他の公務員との均衡を考慮し、社会一般の情勢に適応した適正な給与等勤務条件を確保する機能を有するものである。

令和6年の給与等に関する報告及び勧告

- ① 月例給の引上げ

職員の給与(行政職(1) 378,045円)が民間従業員の給与(388,635円)を10,590円(2.80%)下回っているため、給料表の引上げを勧告
- ② 期末・勤勉手当の引上げ

職員の支給月数(4.50月分)が民間従業員の支給月数(4.60月分)を下回っているため、期末・勤勉手当の引上げ(0.10月分(期末手当及び勤勉手当に均等に配分))を勧告
- ③ 初任給調整手当

医療職給料表の適用を受ける職員(医師及び歯科医師)は、国の水準を踏まえた取扱いとすることを勧告
- ④ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備
 - ・ 月例給について、職務や職責を重視した給与体系への見直しを勧告
 - ・ 人事院勧告に準じて、特定任期付職員に新たに勤勉手当を支給し、特定任期付職員業績手当の廃止を勧告
- ⑤ ①、②、③及び④に係る実施時期

①及び③については令和6年4月1日、②については令和6年12月1日、④については令和7年4月1日
- ⑥ 人事行政に関する報告
 - ・ 人材の確保・育成・活用(採用計画、競争力強化、情報発信、障害者雇用、育成環境、主査級昇任試験とキャリアプラン、人事評価制度、若年層・中堅層職員、高齢層職員)
 - ・ 働き方改革の推進と魅力ある勤務環境の整備(長時間労働、教員の勤務環境、各種制度の周知と職員ニーズの把握)
 - ・ メンタルヘルス対策(根本原因の解決、要因分析と対策)
 - ・ コンプライアンスの推進(公務員倫理、ハラスメント)

(3) 職員に関する条例案に対する議会への意見の申出

職員の給与や勤務条件等に関する条例の制定又は改廃に当たり、議会からの求めに対して意見を提出する。

(令和6年度、単位：件)

意見提出日	11月18日	2月17日	計
件数	2	5	7

4 公平審査関係業務

職員から、勤務条件に関する措置要求や懲戒その他の不利益処分についての審査請求がなされた場合に、準司法的な所定の審査手続きに従って迅速かつ適正に事案の処理を行う。また、任命権者からの依頼に基づき、退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議を行うほか、職員からの苦情相談に対し、助言、指導、あつせん、その他の必要な措置を行う。

(令和6年度、単位：件)

	年度当初係属	新規	終了	翌年度繰越し
勤務条件に関する措置の要求	0	1	0	1
不利益処分についての審査請求	0	0	0	0
退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議	0	0	0	0
職員からの苦情相談	0	3	2	1

5 職員団体等関係業務

(1) 職員団体の登録

職員団体から登録の申請(又は役員改選等に伴う登録事項の変更の届出)を受けた場合に、構成員や規約等を確認し、登録(又は変更)を行う。

登録団体数(令和6年4月1日現在)：3団体

(2) 管理職員等の範囲

管理職員等と管理職員等以外の職員は、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等の範囲は人事委員会規則で定めることとされている(地方公務員法第52条)ため、管理職員等の範囲を定める規則を制定して、その範囲を定めている。

6 労働基準監督関係業務

現業職員等以外の職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、人事委員会が行う。

労働基準監督機関としての主な職権

労働基準法に基づくもの	① 解雇予告除外認定 ② 時間外労働・休日労働に関する協定届の受理
労働安全衛生法に基づくもの	① 定期健康診断結果報告書の受理 ② 事故報告書の受理 ③ 労働者死傷病報告書の受理 ④ 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告書の受理